

## 消防計画作成上の共通事項

### 1 消防計画を作成するにあたって

消防計画は、防火対象物又は事業所の規模、用途などにより、その実態にあったものを作成する必要があります。

消防計画作成例は「乙種防火対象物用」、「甲種防火対象物(小規模)用」、「甲種防火対象物(中規模)用」、「甲種防火対象物(大規模)用」、「共同住宅用」に分類しているので、次の表を参考にして、規模等に応じた消防計画を作成してください。

また、この消防計画は、一般的な用途形態を想定していますので、事業所個々の営業形態及び組織、建物構造、設備の設置状況等の実態を考慮して作成してください。

消防計画作成例一覧表		
	種別	用途、規模等
①	乙種防火対象物用	特定用途防火対象物で300㎡未満または非特定用途防火対象物で500㎡未満の防火対象物で使用してください。 なお、特定用途防火対象物及び非特定用途防火対象物については、「種別早見表」を参考としてください。
②	甲種防火対象物 (小規模)用	2階建て以下かつ1,500㎡未満の防火対象物で使用してください。
③	甲種防火対象物 (中規模)用	3階建て以上または1,500㎡以上3,000㎡未満の防火対象物で使用してください。
④	甲種防火対象物 (大規模)用	3,000㎡以上の防火対象物で使用してください。
⑤	共同住宅用 (分譲マンション用) (賃貸アパート・賃貸マンション用)	共同住宅に限定して使用してください。 ※ 次に該当するものは、実態が一般的な共同住宅と異なりますので、共同住宅用消防計画作成例は使用できません。 (1) 高齢者が入居するシルバーマンション等の施設 (2) 住戸を週単位等短期間の賃貸に供するウィークリーマンション等の施設
⑥	南海トラフ地震 防災規程	南海トラフ地震防災対策推進地域内の防火対象物で使用してください。

種別早見表				
特定・非特定 の判定	特定用途 防火対象物		非特定用途 防火対象物	
防火対象物の 用途	劇場 集会場 遊技場 カラオケボックス 飲食店 物品販売店舗 ホテル 病院 幼稚園・保育所 福祉施設(※) 雑居ビルなど		共同住宅 学校 神社 寺院 工場 作業場 倉庫 事務所など	
防火対象物の 延面積	300㎡未満	300㎡以上	500㎡未満	500㎡以上
収容人員	30人以上		50人以上	
甲・乙種 防火対象物 の判定	乙種 防火対象物	甲種 防火対象物	乙種 防火対象物	甲種 防火対象物

※ 特別養護老人ホームなどの福祉施設は300㎡未満でも収容人員が10人以上で甲種防火対象物になります。

## 2 防火対象物の点検報告について

特定用途防火対象物で、次に該当するものは、防火対象物の点検報告の義務があります。

なお、点検は1年に1回、防火対象物点検資格者に行わせ、速やかに消防署長へ報告してください。

- (1) 収容人員が300人以上の建物
- (2) 収容人員が30人以上(特別養護老人ホーム等の福祉施設の場合は10人以上)でア・イ両方に該当する建物
  - ア 地階又は3階以上を特定用途防火対象物で使用しているもの
  - イ 階段が1つのもの

## 3 消防用設備等の点検報告について

消防用設備等の設置が消防法や福山地区消防組合火災予防条例に

より義務となっている防火対象物はすべて点検報告の義務があります。

なお、点検と報告の期間は次のとおりです。

(1) 点検の内容と期間

内容	期間
機器点検	6か月
総合点検	1年

※ 特定・非特定用途防火対象物で点検をする期間に違いはありません。

(2) 報告の内容と期間

	内容	期間
特定用途防火対象物	総合点検	1年に1回
非特定用途防火対象物	総合点検	3年に1回

※ 消火器具，消防機関へ通報する火災報知設備，誘導灯，誘導標識，消防用水，非常用コンセントは総合点検がありません。機器点検の結果を報告してください。

#### 4 統括防火管理者について

統括防火管理者を定めなければならない防火対象物は、防火に関する権原が複数の人で分かれているもののうち、次のいずれかに該当するものです。

なお、統括防火管理者が必要になれば、併せて全体の消防計画の作成も必要になります。

- (1) 高さ31mを超える高層建築物
- (2) 特定用途防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの
- (3) 複数の用途が入った防火対象物(特定用途防火対象物を含まない。)のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもの
- (4) 準地下街
- (5) 地下街

#### 5 自衛消防訓練について

防火管理者の選任が必要な防火対象物は、定期的に消火、避難及び通報の訓練その他防火管理上必要な訓練を実施する旨を消防計画に定めることとなっています。

なお、特定用途防火対象物は、消火訓練及び避難訓練を年に2回以上実施しなければなりません。

また、実施時期については、消防用設備等の点検と合わせて実施し、施設に設置されている屋内消火栓設備や自動火災報知設備などの使用方法を学ぶことが望ましいです。

## 6 南海トラフ地震防災対策について

県知事が設定する津波浸水想定において水深30cm以上の浸水が想定される区域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されており、当該防火対象物の消防計画に次に掲げる事項を定めなければなりません。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
- (2) 南海トラフ地震に係る防災訓練の実施に関すること。
- (3) 南海トラフ地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。

※ 津波浸水想定において水深30cm以上の浸水が想定される区域は、広島県のホームページで確認してください。

## 7 防火管理業務の一部委託について

防火管理業務の一部をビルメンテナンス会社等に委託する場合は、受託法人、防火管理業務従事者、管理権原者及び防火管理者の責任について明確にするとともに、受託者の名称及び住所、受託者の行う防火管理業務の範囲及びその方法について記載してください。

なお、防火管理業務の委託状況の記載例は次のとおりです。

## 防火管理業務の一部委託の記載例

防火管理業務の委託状況（    年    月    日現在）  
（巡回方式）

防火対象物名称	株式会社〇〇
管理権原者名前	代表取締役 〇〇 〇〇
防火管理者名前	総務部長 〇〇 〇〇
受託者の名前及び住所 法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地	名前（名称） 〇〇警備保障 住所（所在地） 〇〇市〇〇町〇丁目〇—〇 TEL 〇〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇
	担当事務所 〇〇警備保障〇〇支部 TEL 〇〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇
受託者の行う防火管理業務の範囲	巡回による火気使用個所の点検等監視業務
受託者の行う防火管理業務の方法	巡回回数：日2回 巡回人員：1人 委託時間帯：17時30分～翌8時